様式第２号（第６条、第１２条関係）

福島県インバウンド誘客強化支援事業補助金事業計画（報告）書

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者団体名及び  代表者名**(実施主体)** | （任意団体の場合、組織名簿、規約、会則等を添付） |
| 担当者名 |  |
| 電話・メールアドレス |  |
| 連携する団体・組織  ※連携先がある場合 |  |
| 連携する任意団体・組織  ※連携先がある場合 |  |
| 連携する事業者  ※連携先がある場合 |  |

２　事業概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業概要 | |  |
| 総事業費  (うち、補助申請予定額) | |  |
| 実施期間 | | 令和６年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| 実施場所 | |  |
| 現状認識 | 地域の課題  （本事業で解決を  図る課題) |  |
| これまでの  取　　　組 |  |
| 課題の解決方法・  具体的な取組 | ターゲット  市　　　場 | (事業実施により誘客を狙う国名　※複数記載可) |
| ターゲット  属　　　性 | (年代、嗜好（文化、自然等）、家族・友人・一人、リピーター等) |
| ターゲット設定の理由 | (本事業で狙うターゲットを設定し、ターゲットのニーズをどのように捉え本事業で造成・磨き上げを行う観光コンテンツのどのような部分を魅力に思うのかを具体的に記載） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 課題の解決方法・具他的な取組 | 活用する  観光資源 | (文化、自然、食、スポーツ等） |
| コンテンツ  の具体的内容 |  |
| コンテンツの  特徴 | (誘客効果(インバウンド需要、新規性、話題性、独自性)など) |
| 誘客方法  情報発信方法 | (マスメディア、ホームページ、SNS、観光協会との連携等) |
| 販路導線  消費促進方法 | (実誘客に繋げるための効果的な販売方法について、掲載予定のＯＴＡサイト等できるだけ具体的な販売計画・地域内消費を促進する方策を記載) |

３　スケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| スケジュール | 販売に向けた想定到達時期及び販売想定期間 | 必須回答項目 | 観光コンテンツが造成できる想定時期 | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
| 収支・販売計画を策定し、販売チャネルに対する営業活動を終える想定時期 | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
| 観光コンテンツの販売に関する宣伝等を開始する想定時期 | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
| 観光コンテンツが販売開始できる想定時期 | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
| 継続的に販売・運営実績があり利益をあげられる想定時期 | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
| 任意回答項目 |  | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
|  | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |
|  | 令和 |  | 年 |  | 月頃 |

４　事業の目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業目標 | 来訪数、取扱件数 |  |
| 売上目標 |  |
| その他  （※該当ある場合のみ記載） |  |
| 上記目標の算出方法 |  |

５　事業実施により期待される効果、次年度以降の方向性（**事業計画時のみ**記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業効果等 | 事業によって期待される効果 | （事業実施により達成しようとする目標を、集客人数、販売金額、地域経済への波及効果等できるだけ定量的な目標を記載） |
| 上記効果の検証方法 |  |
| 次年度以降の方向性 |  |

６　事業実施により得られた成果（**実績報告時のみ**記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業成果等 | 事業により得られた成果 | (事業実施により得られた成果を、定量的な効果を含め明確に記載) |
| 実施における課題 |  |
| 課題解決に向けた  方向性 |  |
| 次年度以降の方向性 | (販路開拓や販売促進、情報発信等、今後何に注力するか、造成・磨き上げを行った観光コンテンツをどのように発展させるか具体的に記載) |

※必要に応じて、行を追加して記載ください。ページ数が増えても構いません。

※その他の留意点等については、補助要綱及び補助要領を参照してください。